

# 仕 様 書

## 1 業務名

広島市立リハビリテーション病院物品搬送業務

## 2 業務内容

### (1) 通常搬送

広島市立病院機構本部事務局（以下「本部事務局」という。）～広島市立リハビリテーション病院（以下「リハ病院」という。）～広島市立広島市民病院（以下「市民病院」という。）～本部事務局の物品（検体及び書類等）搬送

### (2) 臨時搬送

・「市役所臨時搬送」として、その日のうちに福利課、互助会、共済組合等に配達する必要がある場合、通常搬送の本部事務局へ到着した後に広島市役所本庁（15階）（以下、「市役所」という。）へ福利厚生関係書類等の配送をする。

・「市民病院臨時搬送」として、緊急で市民病院に病院業務関係物品（検査及び書類等）依頼等の必要がある場合のみ搬送する。

## 3 業務場所

配送及び搬送場所

本部事務局	広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ
リハ病院	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号
市民病院	広島市中区基町7番33号
市役所	広島市国泰寺町一丁目6番34号

## 4 業務期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## 5 業務の実施日及び時間

(1) 「通常搬送業務」についての実施日は、原則として次に定める日を除く毎日とし、日に1回定期搬送を行う。

- ・土曜及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・8月6日
- ・12月29日から1月3日までの日

(2) 「市民病院臨時搬送業務」については、検体等を緊急に搬送する必要がある時に行う。

(3) 「市役所臨時搬送業務」については、福利厚生関係書類等を緊急に搬送する必要がある時に行う。

(4) 時間等については、運行ルート表（別紙1）のとおり。

## 6 委託業務の内容

- (1) 本部事務局、リハ病院、市民病院、本部事務局の間をバイク等により、病院業務関係物品（検体及び書類等）の集配達を行う。
- (2) 集配は、本部事務局を起点とし、リハ病院、市民病院、本部事務局の順（「市役所臨時搬送業務」においてはこの後広島市役所本庁舎15階となる。）に行う。なお、本部事務局からリハ病院及びリハ病院から市民病院の両区間においては、広島高速4号線を利用するものとする。
- (3) 「市民病院臨時搬送業務」としてリハ病院、市民病院への物品（検体及び書類等）を搬送する。両区間においても、広島高速4号線を利用するものとする。
- (4) リハ病院から市民病院の間は、病院業務関係物品（書類等）のほかに、専用容器に梱包した検体及び診療材料を集配する。

## 7 業務に当たっての留意事項

- (1) 集荷及び配送は、交通法規を遵守し、速やかにかつ確実に行わなければならない。
- (2) リハ病院が特に指示した集配物は、相手方の受領確認を得なければならない。
- (3) 受注者は、交通事故が発生した場合、警察及び発注者に直ちに連絡するとともに、自己の責任を持って対応しなければならない。
- (4) 受注者は、バイク等の故障等、運行に不都合が生じたときは、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (5) 悪天候時のバイク等の運行については、その都度、受注者からの申し出により、発注者が受注者に指示するものとする。
- (6) 受注者は、業務の実施に当たっては、搬送する検体・物品を破損しないように注意すること。
- (7) 搬送書類等の收受の確認は発注者が定める様式によることとする。
- (8) 「市役所臨時搬送業務」の有無は当日、「市民病院臨時搬送業務」は生じた時に依頼。

## 8 費用の負担

- (1) 「通常搬送業務」に要する広島高速4号線の通行料は、受注者の負担とし、委託料に含めるものとする。
- (2) 搬送に使用するバイク等に係る一切の費用は、受注者の負担とする。
- (3) 「市民病院臨時搬送業務」の集荷及び搬送に要する広島高速4号線の通行料は、一旦は受注者の負担とし、別途委託料に加算して発注者が支払うものとする。

## 9 報告

- (1) 受注者は、毎月10日までに前月中に行った業務の実績を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者の住所・氏名等を報告するとともに、バイク等を運行する者の名簿及び運転免許証の写しを発注者に提出しなければならない。また、変更があったときも同様とする。

## 10 損害賠償

受注者は、その責めにより発注者又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

### 1 1 その他

業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。